

廃校施設等の活用にあたり利用可能な補助制度

2019年度(2019年4月現在)

対象となる転用施設等	事業名	所管官庁	
地域スポーツ施設	スポーツ振興くじ助成 (地域スポーツ施設整備助成)	スポーツ庁	(独)日本スポーツ振興センタースポーツ振興事業部支援第二課施設整備支援係 TEL:03-6804-3120
埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うための設備整備事業	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 (国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金)	文化庁	文化資源活用課支援係 TEL:03-5253-4111 (内線2834)
児童福祉施設等 (保育所を除く)	次世代育成支援対策施設整備交付金	厚生労働省	
保育所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係 TEL:03-5253-1111 (内線4960)
	保育所等整備交付金		
	保育対策総合支援事業費補助金		
小規模保育事業所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係 TEL:03-5253-1111 (内線4960)
	保育所等整備交付金		
	保育対策総合支援事業費補助金		
放課後児童クラブ	放課後子ども環境整備事業	厚生労働省	子ども家庭局保育課(子育て支援課)健全育成推進室 TEL:03-5253-1111 (内線4845、4966)
障害者施設等	社会福祉施設等施設整備費補助金	厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 TEL:03-5253-1111 (内線3035)
私立認定こども園	認定こども園施設整備交付金	文部科学省	初等中等教育局幼児教育課 TEL:03-5253-4111 (内線3138)
	保育所等整備交付金	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係 TEL:03-5253-1111 (内線4960)
	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	文部科学省 厚生労働省	上記と同様
地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸能・文化体験施設等 (過疎地域の廃校舎等の遊休施設を改修する費用が対象)	過疎地域等自立活性化推進交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業)	総務省	自治行政局過疎対策室 TEL:03-5253-5111 (内線5536)
農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に必要な施設	①農山漁村振興交付金(農泊推進対策)	農林水産省	①農村振興局農村政策部都市農村交流課 TEL:03-3502-8111 (内線5451) ②農村振興局整備部地域整備課 (内線3098)
	②農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)		
交流施設等の公共施設	林業成長産業化総合対策のうち 林業・木材産業成長産業化促進対策 (木造公共建築物等の整備)	林野庁	林政部木材利用課 TEL:03-3502-8111 (内線6127)
都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な施設	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	国土交通省	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8111 (内線32763)
空家等対策計画策定済み、または空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域において、居住環境の整備改善に必要な宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等	社会資本整備総合交付金 (空き家再生等推進事業)	国土交通省	住宅局住宅総合整備課住環境整備室 TEL:03-5253-8111 (内線39394)
基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」の形成推進に必要な施設	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	国土交通省	国土政策局地方振興課 TEL:03-5253-8111 (内線29543)
「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なもの(ソフト事業がメインであるが、ハード事業の割合については、ソフト事業と連携し、設定するKPI等の十分な向上が見込まれるものは、原則として総事業費の概ね1/2未満までは対象。)	地方創生推進交付金	内閣府	地方創生推進事務局 TEL:03-5510-2151